



東日本大震災・女性支援ネットワーク  
*Rise Together for Women in East Japan Disaster*

## 国・自治体の防災計画への提言

- 1) 国の「防災基本計画」について
- 2) 自治体の先進的取り組み事例
- 3) 防災計画への提言

浅野 幸子（早稲田大学非常勤講師）

# 1) 国の「防災基本計画」について

## ① 女性・子育て家庭の視点について強化される

2011年12月に修正された防災基本計画では、東日本大震災における被災女性が被った大変な困難な避難生活実態に基づき、**女性・子育て家庭の視点**が強化された点では評価できる。

(別紙を参照のこと)

【参考】 (第2編・第2章・第5節) ※ 下記以外にも関連記述はある

「地方公共団体は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。」

「地方公共団体は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。」

## 1) 国の「防災基本計画」について

### ② 多様性の視点・安全対策、復興フェーズなど、さらに充実が求められる

在宅避難者の数の把握は求めているものの支援には触れていないこと、乳幼児と妊産婦の月齢等に応じた配慮や障害者のタイプ等に触れていないこと、帰宅困難者対策に女性・子どもへの配慮の記載がないことなど、国・自治体ともにさらに取り組まれるべき項目がある。

### ③ 特に、自治体の計画づくり・実務マニュアル策定が重要

具体的な避難所運営や被災者の多様なニーズに対する支援は市町村・都道府県が主体となって、住民・市民・事業者等とともに取り組むことが基本であり、各自治体の地域防災計画に、支援の質を保障するより具体的な記述と、必要な体制づくりと実務マニュアル等（行政マニュアルや避難所運営マニュアルなど）の策定が進められなければ、実際の災害時に有効な被災者支援を行うことはできない。

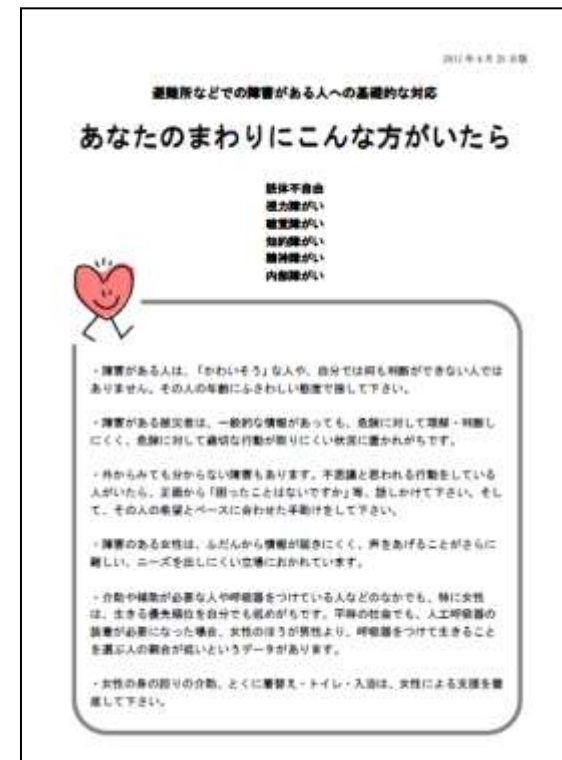
- ← 自治体によって記述や支援体制に差
- ← 実態に即した体系的マニュアルの策定は必須とされた

# ■被災地の障害者が置かれた現実から学ぶべきこと

- ・障害者が避難所で困難な状況に置かれたということが報告された
- ・一方で、障害者はそもそも避難所に行くことができないということも報告された
- ・東北は以前から障害者が地域で自立生活をする制度が整っていなかったため、避難所に行くことができる人が少ない状況だった。障害者は家族か施設に囲われ、日常的にも当事者の家族以外には、あまり見えない存在になっていた
- ・「障害者は障害者のための特別な場所(=福祉避難所)へ」ということではなく、「(普段から)地域社会で共に」ということが大切
- ・DPI女性障害者ネットワーク作成のリーフレット「あなたのまわりにこんな方がいたら」は、「共にあるため」に必要なことを記したもの



仙台の避難所の様子 写真提供 CILたすけっと



## 1) 国の「防災基本計画」について

### ④ 原子力災害対策編 は、対策とは言えないのでは！？

#### ■乳幼児・妊産婦・児童・青少年少女への配慮強化の必要性

原子力災害で最も配慮すべきは乳幼児・妊産婦であり、児童・青少年少女へも十分な配慮が必要であるが、従来の要援護者概念と変わらない記述の上、一括の支援内容で対応が期待できない。「確実な防護と配慮」などの優先記述が必須。

#### ■避難場所での配慮項目が不十分

避難場所での、乳幼児・妊産婦・子ども・青少年少女に対するできるだけ放射線の影響が少ない場所の優先提供、汚染されていない水と食料の優先提供などが必要。

#### ■安定ヨウ素剤の備蓄・配布方法の問題

現状は役所に備蓄で配布方法も不明瞭。事故に際して住民、特に乳幼児や妊産婦、子ども・青少年少女等ができるだけ速やかに安全に服用できるよう、詳しく記述することを強く求める。

#### ■長期避難・居住地外避難生活における支援についての記述の欠如

地震災害対策編には、居住地以外に避難した被災者の支援、生活再建に際して居住地以外の市町村への避難者への必要な情報や支援・サービスの提供が記述されているが、原子力対策にはない。加えて、母子家庭の生活支援・相談支援、子ども・若者の医療・メンタル支援の充実が不可欠である。

## 2) 自治体の先進的取り組み事例

### ①横浜市防災計画

総則に「人権」と「男女共同参画」を明記。全般で災害時要援護者への配慮と男女双方の視点の対策を細かく盛り込む

- 地域防災拠点運営委員会への女性の積極的参加促進。
- 避難所における高齢者や乳幼児をかかえる家庭及び妊婦等に配慮した女性専用スペース並びに要援護者の男女別々のスペースを確保するため、地域防災拠点運営委員会は事前に教室を選定し、利用すること。
- トイレの安全性確保・洋式トイレの要援護者優先使用・女性用のトイレを多く設置する。
- 食料は高齢者、障害者、乳幼児・児童、妊産婦、体力衰弱者に優先的に配布すること。
- 女性・子どもを狙った犯罪防止等の知識の普及。

## 2) 自治体の先進的取り組み事例

### ①横浜市防災計画 (続き)

- ・ 障害者対策では、避難所での要援護者向けの男女別々のスペースを確保するというルールで、人権への配慮が高まっている。
- ・ 盲導犬・聴導犬・介助犬についても「身体障害者補助犬法に基づき対応する」と明記されている。
- ・ 男女共同参画センターの役割を明記している。  
(相談窓口の設置と女性に係る諸問題の把握など)
- ・ 外国人対応として防災知識の普及啓発、迅速な支援体制の確保(FM9カ国語放送など)、外国人相談対応、在日外交公館等との連絡窓口の設置、短期滞在外国人への対応のほか、地域の防災訓練についても「高齢者、障害者、乳幼児・児童、妊産婦等の要援護者、外国人が参加しやすい訓練」を呼びかける。

## 2) 自治体の先進的取り組み事例

### ②神戸市の要援護者・女性・子ども支援

- ・ 災害時には保健福祉部が災害時要援護者対策本部を本庁内に開設して、関係各所と連絡をとりつつ、安否や福祉ニーズ等の情報の一元化と円滑な救護活動を実施。各区役所にも総合的な災害相談センターを設置するほか、児童相談所に児童の心の相談窓口を設置して学校とも連携。
- ・ 市民参画推進部男女共同参画課は災害時に「女性のための相談窓口を開設し、神戸市男女共同参画センター(あすてっぷKOBÉ)等と連携した女性の専門相談員による相談を実施する」「配偶者間暴力(DV)相談が必要な場合は専門機関を紹介する」と明記。
- ・ 要援護者に関する情報提供は、マスコミはもとより、社協、障害者団体・ボランティア団体、国際交流団体・外国人支援団体等にも協力を求め、点字や英語以外の言語などでの広報、手話通訳者・要約筆記者等の避難所への派遣に努めるとする。



### 3) 防災計画への提言

(別紙「防災計画への提言」参照)

災害救援・復旧・復興の要となる、都道府県・市町村が地域防災計画を策定するにあたり、女性(男性)・子ども・災害時要援護者・マイノリティの人々の立場で、提言いたします。

国の防災基本計画についても、提言の諸要素を、対策として取り入れることを求めます。

#### 【提言の項目】

- ① 防災政策への女性の参画保障と、性別・多様性の視点の確実な導入
- ② 「総合的」防災・支援対策の構築
- ③ 災害時要援護者支援のあり方について
- ④ 物資供給
- ⑤ 避難所対策
- ⑥ 在宅避難者支援
- ⑦ 障害者
- ⑧ 乳幼児・妊産婦・母子支援
- ⑨ 子ども・女性の安全対策
- ⑩ 外国人支援
- ⑪ 性的マイノリティ支援
- ⑫ こころのケア対策
- ⑬ 原子力災害対策
- ⑭ 仮設住宅(みなし仮設含む)・生活再建・復興まちづくり